

感染症の種類と出席停止期間

第1種

- ・エボラ出血熱
- ・痘そう
- ・マールブルグ病
- ・南米出血熱
- ・急性灰白髄炎
- ・重症急性呼吸器症候群（病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る）
- ・クリミア・コンゴ出血熱
- ・ペスト
- ・ラッサ熱
- ・ジフテリア
- ・鳥インフルエンザ（インフルエンザ H5N1）

治癒するまで出席停止となります。
登校には、医療機関発行の「治癒証明書」（文書料あり）が必要となるので、受診の際に発行してもらってください。

第2種

百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
麻疹	解熱後3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
風疹	発疹が消失するまで。
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで。
咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで。

必ず出席停止となり、登校には、医療機関発行の「治癒証明書」（文書料あり）が必要となるので、受診の際に発行してもらってください。

インフルエンザ	発症した後5日間を経過し、かつ、解熱したあと2日を経過するまで。
新型コロナウイルス感染症	発症した翌日を1日目として5日間を経過し、かつ症状軽快後24時間経過するまで。
結核	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで。
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで。

必ず出席停止となります。学校が発行する「学校感染症治癒報告書」に保護者が必要事項を記入し、学校へ提出してください。

第3種

- ・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・腸チフス
- ・パラチフス ・流行性角結膜炎 ・急性出血性結膜炎
- ・その他の感染症

感染性胃腸炎（ウイルス性胃腸炎）、サルモネラ感染症（腸チフス、パラチフスを除く）、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、A型肝炎、B型肝炎、手足口病、ヘルパンギーナ、伝染性紅斑、急性細気管支炎（RSウイルス感染症など）、EBウイルス感染症、単純ヘルペス感染症、带状疱疹など

医師の診断により校長の判断で出席停止となります。
学校が発行する「学校感染症治癒報告書」に保護者が必要事項を記入し、学校に提出した場合に出席停止となります。